

2019年10月度 広告表示・景品提供等に関する問い合わせ・相談受付状況

1. 相談受付件数・相談者の内訳

10月度の全体の相談受付件数は計84件で、前月度と比較すると46件減（新車関係16件減、中古車関係29件減、その他1件減）、対前年同月比では36件減（新車関係18件減、中古車関係5件減、その他13件減）となりました。

相談者の内訳では、「広告代理店」からの相談が全体の約35%（29件）を占めており、その内、メーカー系ディーラーが広告主となっている広告等に関する相談が約52%（15件）を占めています。「メーカー系ディーラー」からの相談（22件）と合わせると、メーカー系ディーラーの広告等に関する相談が全体の約44%（37件）を占めています。

【相談者の内訳・2019年10月】

相談者	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	40	37	7	84
広告代理店	12	12	5	29
メーカー系ディーラー	15	5	2	22
自動車関係団体	7	6	0	13
中古車専門店	1	4	0	5
中古車情報誌社	1	4	0	5
メーカー	2	3	0	5
新聞社	1	0	0	1
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	1	3	0	4

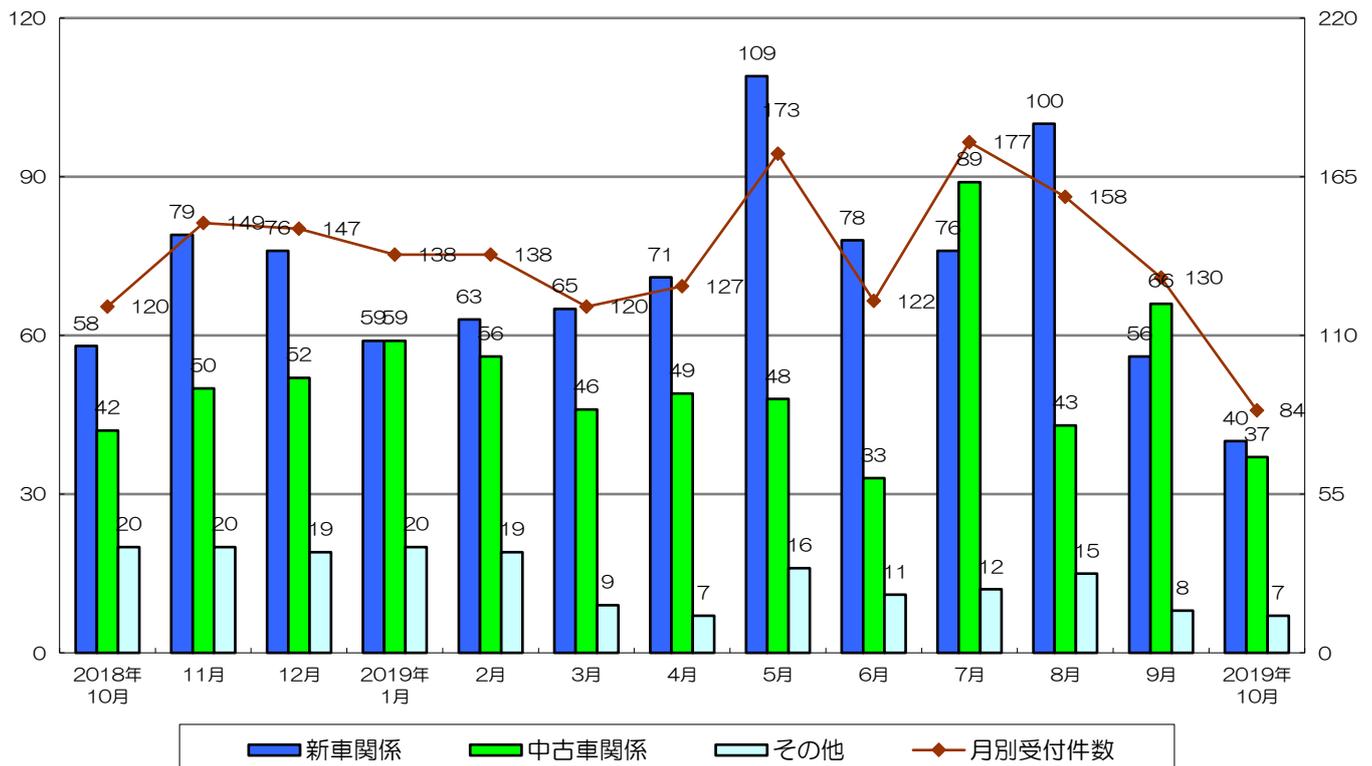


広告代理店からの問い合わせにおける広告主の内訳	
メーカー	6
メーカー系ディーラー	15
中古車専門店	6
その他	3

【相談受付件数の推移・2018年10月～2019年10月】

<車両区分別受付件数>

【月別受付件数】



2. 新車関係

新車関係では、『価格表示』に関する相談が全体の約61%、『抽象的な問合せ』に関する相談が全体の約19%を占めており、両項目で表示に関する相談の約80%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	31	77.5%	その他相談	3	7.5%
景品関係	6	15.0%	合計	40	100.0%

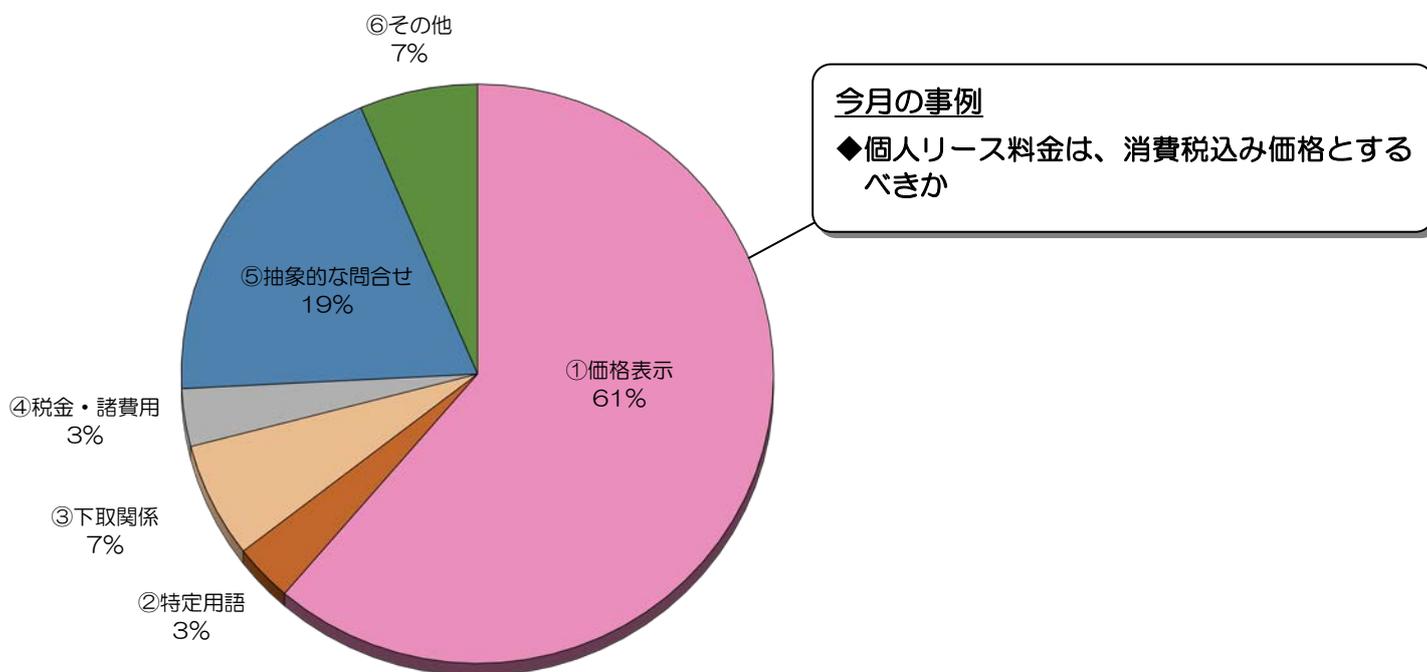
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	19	61.3%	③下取関係	2	6.5%
表示方法	6	19.4%	④税金・諸費用	1	3.2%
付属品・特別仕様	1	3.2%	税金	1	3.2%
値引き表示	2	6.5%	⑤抽象的な問合せ	6	19.4%
支払い総額	2	6.5%	広告表現の可否	2	6.5%
割賦・リース	6	19.4%	抽象的な問合せ	4	12.9%
その他(価格)	2	6.5%	⑥その他	2	6.5%
②特定用語	1	3.2%	合計	31	100.0%
抽象的用语	1	3.2%			

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
一般懸賞(抽選等)	3	50.0%	合計	6	100.0%
オープン懸賞	3	50.0%			

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

今月の事例 [新車関係]

〔個人リース料金は、消費税込み価格とするべきか〕

Q. 当社では、個人リースのチラシ広告を作成しようとしていますが、リース料金を表示する場合も、消費税込みの表示が必要でしょうか？

A. 規約では、販売価格を表示する場合は、消費税を含めた価格を表示することとなっています。個人リース料金の表示も販売価格の表示に含まれるため、個人リース料金を表示する場合は、消費税を含めた価格を表示して下さい。

〔景品類の価格を算定する場合の消費税の扱いについて〕

Q. 新車を成約した方に、抽選で10万円のカatalogギフトをプレゼントしたいと考えています。プレゼントするカatalogギフトでもらえる商品は、10万円以下の商品となりますが、カatalogギフト自体を購入する場合、消費税が別途かかるため、それを含めると、一般懸賞の景品類の最高額10万円を超えてしまうのですが、提供することは可能でしょうか？

A. 景品の価格は、景品の提供を受ける人が、その景品を通常購入する際の消費税を含んだ価格を基に算定する必要があります。

今回は10万円のカatalogギフトが景品とのことですが、消費税を含めると10万円を超えるとのことですので、過大な景品類の提供となります。そのため、消費税を含めて10万円以内となる商品に変更して実施して下さい。

3. 中古車関係

中古車関係では、『必要表示事項』に関する相談が全体の約29%、『価格表示』に関する相談の約26%を占めており、両項目で表示に関する相談の約55%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	31	83.8%	その他相談	4	10.8%
景品関係	2	5.4%	合計	37	100.0%

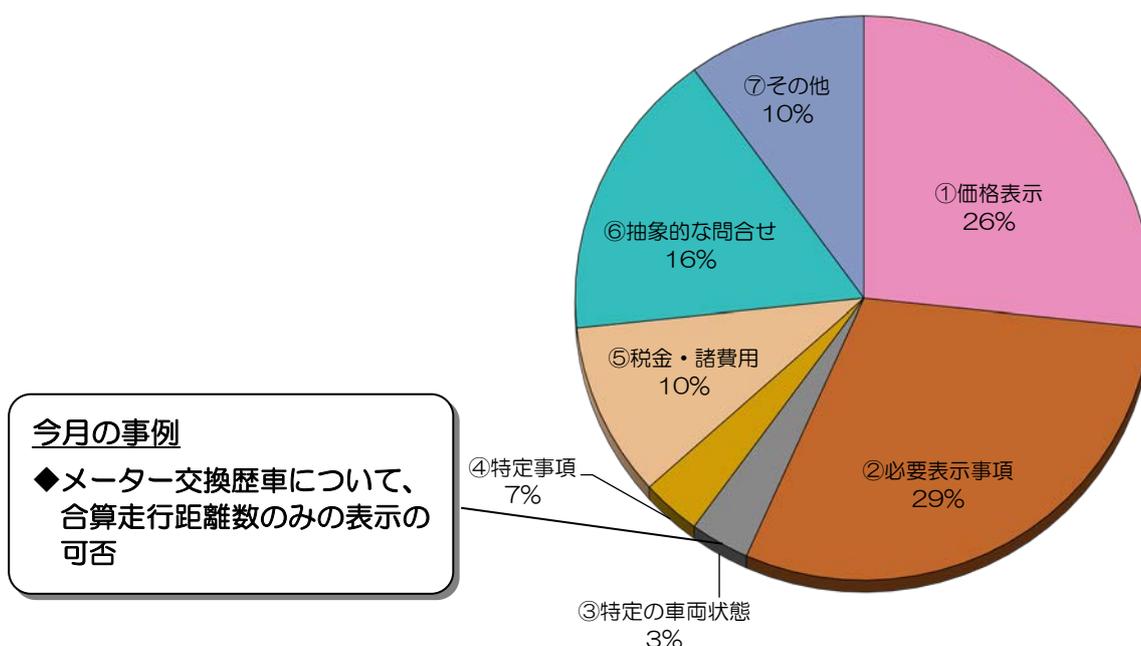
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	8	25.8%	④特定事項	2	6.5%
表示方法	4	12.9%	品質	2	6.5%
値引き表示	1	3.2%	⑤税金・諸費用	3	9.7%
割賦・リース	3	9.7%	税金	2	6.5%
②必要表示事項	9	29.0%	諸費用	1	3.2%
初度登録	1	3.2%	⑥抽象的な問合せ	5	16.1%
保証の有無	3	9.7%	広告表現の可否	1	3.2%
修復歴の有無	1	3.2%	企画の可否	1	3.2%
車台番号	2	6.5%	抽象的な問合せ	3	9.7%
必要表示事項全般	2	6.5%	⑦その他	3	9.7%
③特定の車両状態	1	3.2%	合計	31	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
抽象的な問合せ	2	100.0%	合計	2	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



今月の事例

◆メーター交換歴車について、
合算走行距離数のみの表示の可否

広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

今月の事例 [中古車関係]

〔メーター交換歴車について、合算走行距離数のみの表示の可否〕

Q. メーター交換歴車の場合、プライスボードの走行距離数欄には、交換前と交換後の合算走行距離数のみを表示すれば良いのでしょうか？

A. 規約では、メーター交換歴車の場合は、①「走行距離計が交換されている」旨（例「メーター交換歴車」）及び、②「交換前・交換後の走行距離数」を表示することとしておりますので、合算走行距離数のみを表示することはできません。（規約上、合算走行距離数の表示義務はありません。）

ただし、上記①②を表示した上で、併せて合算走行距離数を表示することは可能です。

正しい表示例 走行距離 7.1万km時に新品メーターに交換、その後 0.7万km走行している場合

● 走行距離数 **メーター交換歴車** [**交換前 7.1万km、後 0.7万km**]
合算走行距離 7.8万km

また、メーター交換歴車の場合、プライスボードと併せて、コンディション・ノート等の書面の表示（及び購入者への同書面の交付）、「走行距離計交換歴車シール」の貼付（センターピラー（運転席側））が必要です。

【走行距離計交換歴車シール】

交換実施時点の
交換前・後の
走行距離計表示値

交換実施事業者名 交換した年月

【コンディション・ノート】

記入例 走行距離計が取替えられています

店頭表示用 **コンディション・ノート**
 このクルマは次のような状態にあります

車名	コートリ1.5M	使用歴	自家用・営業用・レンタカー・その他()
型式	G18HEA	走行距離数	7,000 km ()
初度登録	2014年 1月	車台番号	G18-15479

✓ 走行距離計が交換されています
 (交換実施年月日 2017年 9月 1日)

走行距離計表示値 (70,695 km) のものが
 (0 km) のものに交換されています

なお、以下のとおり、表示物により「交換後の走行距離」の表示の内容が異なります。

プライスボード、広告、注文書

◀ 交換前・後の走行距離数を表示 ▶

表示項目

- ① 走行距離計が交換されている旨
- ② 交換前の走行距離計の表示値
- ③ 交換後の走行距離数

※②③を表示した上で合算の走行距離数を表示することは可能

●注文書には、上記の表示と併せて「販売時点の走行距離計の表示値」を表示すること

交換歴車シール、コンディションノート

◀ 交換時点の走行距離計表示値を記入 ▶

表示項目

- ① 走行距離計が交換されている旨
- ② 交換前・後の走行距離計の表示値

※交換時点の走行距離計の表示値であることを明確にすること